平成２７年５月２９日　製品安全課

商品名等 （電気用品名等）	ユニット型自動販売機

１　当該商品等の概要

○用途、機能、性能

当該製品は、自動販売機の機能を、商品選択・課金機能を持ったユニットＩと商品収納機能を持ったユニットⅡに分離し、ユニットⅡのバリエーションに応じて容易に仕様を変更できるようにしたものである。

○構造、仕様、意匠

ユニットＩは、金銭処理・表示、商品選択、商品搬出制御、温度制御指令の機能を備えている。ユニットⅡは、商品の収納・加温・冷却・搬出の機能を備え、容量、デザイン等にバリエーションがあり、組み合わせるユニットⅡによって自動販売機の仕様が変わる。

各ユニットは独立した筐体及び電源を持ち、電気的には自立した構造になっているが、単独では自動販売機として機能せず、双方を組み合わせることで自動販売機として機能する。

寸　法（mm）：ユニットＩ　２５０（W）×１８００（H）×９００（D）
　　ユニットⅡ　最大１１６０(W)×１８００(H)×９００(D)
定　　格：１００Ｖ、ユニットＩ：約１００Ｗ
　　ユニットⅡ：１ＫＷ～１．３ＫＷ

○主な使用者、販売先

使用者：一般消費者（商品購入）、オペレーター（商品補充、メンテナンス等）
販売先：飲料メーカー、ボトラー等

２　対象・非対象の解釈

ユニットＩは、電気用品安全法上、非対象として、また、ユニットⅡは特定電気用品のうち、電動力応用機械器具の「自動販売機」として取り扱う。

（理由）

ユニットＩは、制御系を担うユニットであり、単体では自動販売機として機能するものではないことから、非対象として取り扱うことが妥当と判断する。

ユニットⅡは、自動販売機としては未完成ともいえるが、物品搬出部、冷却装置、加熱装置等を有しており、ユニットＩと組み合わせることで、不特定多数の人が利用する自動販売機として完成するものであることから、「自動販売機」として取り扱うことが妥当と判断する。